

規 則

「千曲市健康プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第36号

千曲市健康プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市健康プラザ条例施行規則（平成15年千曲市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に後段として次のように加える。

この場合において、市長が認める場合は、同様式に準じて指定管理者が別に定める様式を入浴券とすることができるものとする。

第4条中「プラザ入浴料減額・免除申請書」を「千曲市健康プラザ入浴料減額・免除申請書」に、「プラザ談話室利用料金減額・免除申請書」を「千曲市健康プラザ談話室利用料金減額・免除申請書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

入浴券(縦4cm以内×横6cm以内)

健康プラザ 利用料金 大人（12歳以上） 円

健康プラザ 利用料金 中人（6歳以上12歳未満） 円

健康プラザ 利用料金 小人（6歳未満） 円

健康プラザ 利用料金（減免） 市民65歳以上・障がい者等 円

様式第2号中

「

満65歳以上	円	
満3歳未満	無 料	

」を

「

満65歳以上	円	
--------	---	--

」に

改める。

様式第3号中

「

健康プラザ談話室利用料減額・免除申請書

」を

「

千曲市健康プラザ談話室利用料減額・免除申請書

」に、

「

利用責任者 住所

団体名

氏名

印

(電話)

」を

「

利用責任者 住所

団体名

氏名

(電話)

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千曲市健康プラザ条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係るものから適用し、施行の日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。